

入札説明書

令和5年2月1日に公告した条件付一般競争入札の公告に示していない要件は、この説明書のとおりとする。

1 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、事前審査方式を採用する。指名停止については、公告日から入札日までについて確認する。
- (2) 入札参加資格確認の結果は入札参加資格確認通知により連絡する。

2 設計図書の閲覧方法

当該工事に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出し（CD）を行う。

- (1) 閲覧及び貸出しに供する設計図書
 - ア 設計書
 - イ 図面
 - ウ 仕様書
- (2) 閲覧期間及び貸出し期間
入札公告の日から入札日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
- (3) 閲覧場所及び貸出し場所
昭和村役場 総務課

3 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。
 - ア 受付期間
入札公告の日から令和5年2月21日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
 - イ 提出場所
昭和村役場 総務課
 - ウ 提出方法
持参、電子メール又はFAXにより提出すること。※電子メール、FAXの場合は、電話により到着確認をすること。

電話 0278-24-5111
FAX 0278-24-5254
メール soumu@vill.gunma-showa.lg.jp

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 閲覧場所
昭和村役場 総務課

4 入札及び開札

- (1) 入札書は持参によるものとする。
- (2) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (3) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (5) 入札参加者の連合その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (6) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
 - イ 予定価格を超える入札および最低制限価格を下回る入札
 - ウ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 記名押印のない入札
 - カ 金額を訂正した入札
 - キ 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ 前各号に掲げるもののほか入札に関する条件に違反した入札
 - コ 積算内訳書の提出のない入札
- (7) 入札をした者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

5 落札者の決定

- (1) 開札後、昭和村財務規則第119条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で昭和村最低制限価格制度実施要領第3条第2項の規定により設けた最低制限価格以上の有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

6 その他

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、100分の10以上の金額を契約書提出の際に納付すること。ただし、昭和村財務規則の定めによる有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 保証契約に基づいて前払金を支払う。
- (4) 落札者は、契約締結後1箇月以内に建設業退職金共済組合等退職共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 請負金額500万円以上の工事はコリンズに登録すること。

- (7) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止の措置を行うことがある。